

会社の 定款整備の必要性

平成18年5月1日、「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）が施行されたことに伴い、定款の整備の必要性が浮上してきています。

(1) 定款とは

形式的には、その規則を記載した書面を意味し、実質的には会社の根本規範それ自体を意味します。会社法31条によれば、定款は当該株式会社の本店及び支店に備え置かなければならず、また、株主や会社債権者から閲覧や謄写の請求があった場合、会社はこれに応じなければなりません。

(2) 定款自治の拡大

定款には、絶対的記載事項のほかにも、相対的記載事項、任意的記載事項があります。新会社法では、それぞれの会社が自由に選択できる

事項、すなわち定款自治の範囲が大幅に拡大されました。

(3) 既存の株式会社、有限会社への影響

基本的には、旧株式会社の定款は新株式会社の定款とみなされるように手当てされています（整備法66②）ので、新たに定款を作成するという必要はありません。しかし、会社の経営方針によって定款が変更される部分も考えられますので、既存の株式会社、有限会社について定款がどのようにみなされるかは、「整備法」を十分に理解しなければなりません。

定款の内容を変更しても公証人役場での認証を受ける必要はありません。また、変更後の定款は会社でデジタルデータ等で保管し、必要ときだけ「原本に相違ありません」と代表取締役が記名押印して、証明することとなります。

従って、定款の閲覧、謄写請求に備えて整備法を適用した結果で、自分の会社の定款がどのようにみなされるかを確認し、万一の開示に速やかに対応できるよう整備しておく必要があります。

ナマの税務相談室

Q 70歳の夫と65の妻です。このたび円満に二人で協議離婚をしたいと思っています。私ども夫婦はともに年金生活者です。

離婚の条件は夫所有の居住用家屋の底地である土地を妻に分与するというので、夫の私は、持ち家のアパートの空き室に引っ越す予定です。この場合、夫婦の税金はどうなりますか。

A 一般的にお答えすれば、妻は贈与税、夫は譲渡所得の問題があるということです。

Q 成る程、でも、妻には贈与税はかからないと聞きましたか。

A ハイ、そのとおりです。あなた方ご夫妻は婚姻期間30年余を経ており、居住用家屋と土地はお二人の婚姻中の協力によって得たと思います。その他の事情を考慮して分与財産が過大でない限り奥様に贈与税はかかりません。

Q 実は、夫の私の方の税金を心配しています。居住用家屋は10年前から長男の名義にな

離婚に伴う 財産分与と譲渡所得

っております。私が長男に贈与したものです。妻は今回土地の分与を受けますが、その後も、長男と今までと変わらず同居します。

A 夫の譲渡所得ですが、①居住用財産の譲渡の場合の軽減税率の特例、もしくは、②居住用財産の譲渡の場合の特例控除（3,000万円控除）は、居住用家屋と共に土地が分与された場合でないと、両特例とも適用が難しいのです。一般譲渡となるやも！

Q 税法上の居住用財産とは言い難い……。

A そうです。本来は以前に、長男から夫（父）が家屋の共有持分、たとえば10分の1の贈与を受け、その後、家屋の共有持分と共に分与されるという方法もあったでしょうが、今、離婚されるとなると、この場合は難しいでしょう。

[参考] 相基通9-8 措35